

# 日本家庭医療学会会報

第55号

発行日 2006年2月28日

ホームページ: <http://jafm.org/> E-mail: [jafm@a-youme.jp](mailto:jafm@a-youme.jp)

## 家庭医療後期研修プログラム構築のためのワークショップ報告

### 家庭医療後期研修プログラム 構築のためのワークショップ

#### プログラム

##### 第1回

期 日 平成17年10月15日(土)～16日(日)

場 所 東京全共連ビル(東京永田町)

参加者数 44名

1日目:10月15日(土)13時～18時

司会 竹村副会長

第1部:施設紹介、自己紹介

第2部:グループ討議・発表

「今の日本に求められる家庭医像」

話題提供「日本の家庭医療の現状」

担当 山田会長

2日目:10月16日(日)8時半～12時

第3部:グループ討議・発表

「我々はどういう家庭医を育てようとするのか」

話題提供「家庭医療とは」

「今日本で求められる家庭医の姿」

担当 葛西副会長

第4部:グループ討議・発表

「研修プログラム策定の要素」

話題提供「研修プログラム策定にあたって」

担当 大西弘高先生



当学会では、地域住民に信頼される次世代の家庭医を育てるために、家庭医療後期研修プログラムの策定を学会の当面の最優先課題とし理事会(旧運営委員会)総会での合意のもと会員共々全力で取り組んでいる。

今回はその初回会合であり、3回シリーズでの開催を行いました。

初期臨床研修終了後の研修医に対して、家庭医療後期研修プログラムの開設を予定されている施設の研修責任者の方々のご意見を伺いながら、オープンな議論を進めることができました。

また今回の集会在今後家庭医療研修責任者(プログラムディレクター)の全国組織の母体となることを期待しております。

### 第1回 家庭医療後期研修プログラム 構築のためのワークショップ

期 日:平成17年10月15日(土)～16日(日)

場 所:東京全共連ビル(東京永田町)

対象者:日本家庭医療学会理事(旧運営委員)、若手

#### この号の主な内容

家庭医療後期研修プログラム構築 のためのワークショップ報告	1
講演会「英国の医療制度改革と家庭医の役割」...	4
運営委員会議事録	4
リレー連載 診療所研修	6
4月に選挙があります	7
役員選挙規則	7
家庭医キャッチフレーズ募集	8
特定非営利活動法人日本家庭医療学会設立のお知らせ	9
特定非営利活動法人日本家庭医療学会定款	9
事務局からのお知らせ	16

## 第2回

期 日 平成17年11月19日(土)～20日(日)

場 所 都道府県会館(東京永田町)

参加者数 36名

1日目:11月19日(土)13時～18時

司会 竹村副会長

第1部:報告「企画、実践、評価」

ー第1回ワークショップ以後の動きー

第2部:特別講演

「アメリカでの家庭医研修プログラムの実際と評価  
:米国Residency Review Committeeの視点」  
講師:オレゴン健康科学大学家庭医療学科  
主任教授 John W. Saultz 先生

2日目:11月20日(日)8時半～12時

第3部:グループ討議・発表

「よい研修プログラムの内容とは」

第4部:グループ討議・発表

「ローカル・コンテキストの活かし方とネットワーク」

## 第3回

期 日 平成18年1月28日(土)～29日(日)

場 所 都道府県会館(東京永田町)

参加者数 41名

1日目:平成18年1月28日(土)

第1部:各班グループからのプロダクト発表・討論

第2部:「研修プログラム作成」

講師:英国家庭医学会 会長  
Roger Neighbour先生

レクチャー1 「英国の家庭医養成」

レクチャー2 「研修カリキュラムをデザインする」

2日目:1月29日(日)8時半～12時

第3部:「研修プログラムから実際の教育へ」

講師:英国家庭医学会 会長  
Roger Neighbour先生

レクチャー3 「どう指導し、どう評価するか」

レクチャー4 「スタンダードを設定する意義と方法」



家庭医部会、現在家庭医療後期研修プログラムを運営している指導者、または将来立ち上げを計画している指導者(学会員に限る)

日 程:10月15日(土)13時～18時

司会 竹村副会長

開会式

第1部:施設紹介、自己紹介

参加者にそれぞれの施設の紹介と家庭医療後期研修プログラムに対する思いを発表していただいた。

第2部:グループ討議・発表「今の日本に求められる家庭医像」

話題提供「日本の家庭医療の現状」  
担当 山田会長

懇親夕食会

研修責任者間の交流と懇親を深めていただいた。

10月16日(日)8時半～12時

第3部:グループ討議・発表「我々はどういう家庭医を育てようとするのか」

話題提供「家庭医療とは - 今日日本で求められる家庭医の姿 - 」担当 葛西副会長

第4部:グループ討議・発表「研修プログラム策定の要素」

話題提供「研修プログラム策定にあたって(仮題)」担当 大西弘高先生

## 第2回 家庭医療後期研修プログラム構築のためのワークショップ

期 日:平成17年11月19日(土)～20日(日)

場 所:都道府県会館(東京永田町)

対象者:日本家庭医療学会理事(旧運営委員)、若手家庭医部会、現在家庭医療後期研修プログラムを運営している指導者、または将来立ち上げを計画している指導者(学会員に限る)

日 程:11月19日(土)13時～18時

司会 竹村副会長

開会式

第1部:報告「企画、実践、評価」- 第1回ワークショップ以後の動き -

・前回のワークショップ後、参加者の皆さんがそれぞれの現場で何を考え、行動し、今どのような状況かを発表していただいた。新参加者のために、自己紹介、施設紹介も兼ねた。

第2部:特別講演「アメリカでの家庭医研修プログラムの実際と評価:米国Residency Review

Committeeの視点」

講師：オレゴン健康科学大学家庭医療学科主任教授  
John W. Saultz先生

- ・米国の家庭医療研修プログラムの発展の歴史と課題、そしてResidency Review Committeeが実施する研修プログラム評価について解説いただき、日本で研修プログラムを構築することへの期待とアドバイスをお話いただいた。

懇親夕食会 18時～

Saultz先生も交え研修責任者間の交流と懇親を深めていただいた。

11月20日（日）8時半～12時

第3部：グループ討議・発表「よい研修プログラムの内容とは」

- ・前日のSaultz教授の講演も参考にして、家庭医療後期研修プログラムの内容について考えた。学会の推奨する研修プログラム案についてのコンセンサス作りを目指した。

第4部：グループ討議・発表「ローカル・コンテクストの活かし方とネットワーク」

- ・研修プログラムの内容を診療所・病院でどのように組み合わせて実施するのかについて、いくつかのパターンを考えた。学会の推奨するスケジューリング案についてのコンセンサス作りを目指した。

## 第3回 家庭医療後期研修プログラム構築のためのワークショップ

期 日：平成18年1月28日（土）～29日（日）

場 所：都道府県会館（東京永田町）

対象者：日本家庭医療学会理事（旧運営委員）、若手家庭医部会、現在家庭医療後期研修プログラムを運営している指導者、または将来立ち上げを計画している指導者（学会員に限る）

参加費：5,000円（懇親会費込み）

日 程：1月28日（土）9時～18時

司会 竹村副会長

開会式

第1部：各班グループからのプロダクト発表・討論

- ・第2回ワークショップで結成された班ごとにグループ・ワークのプロダクトを発表して、参加者全員でディスカッション。後期研修プログラム草案についてコンセンサスを形成し、各セッティングでの推奨プログラムの概要作りを行った。

第2部：「研修プログラム作成」

- ・レクチャーとその質疑応答に続いて、それを参考にして各班グループごとに研修プログラムをさらに良いものに深めた。

講師：英国家庭医学会 会長 Roger Neighbour先生

レクチャー1「英国の家庭医養成」

- ・英国の家庭医養成プログラムの発展の歴史と課題を解説していただき、日本で研修プログラムを構築することへの期待とアドバイスいただいた。

レクチャー2「研修カリキュラムをデザインする」

- ・研修カリキュラムをどのように作り上げるか、その具体的なデザインの方法についてお話いただいた。

懇親夕食会

Neighbour先生も交え研修責任者間の交流と懇親を深めた。

1月29日（日）8時半～12時

第3部：「研修プログラムから実際の教育へ」

- ・レクチャーとその質疑応答に続いて、それを参考にして各班グループごとに今後どのように教育を展開していくかについてディスカッションした。指導医養成と認定医のシステムをどうやっていくかについても考えた。

講師：英国家庭医学会 会長 Roger Neighbour先生

レクチャー3「どう指導し、どう評価するか」

- ・家庭医がカバーする多岐にわたる能力をどのように教育し、研修医の達成をどのように測定し保証するかについて具体的な方法をお話いただいた。

レクチャー4「スタンダードを設定する意義と方法」

- ・家庭医の質を高め維持することは社会に対して学会が持つ責任であることを教えていただいた。認定医制度作りについてのアドバイスもいただいた。

まとめ、評価とフィードバック

閉会式



## 講演会「英国の医療制度改革と家庭医の役割」

主催：特定非営利活動法人 日本家庭医療学会 / 後援：英国家庭医学会

NPO法人日本家庭医療学会では、初期研修を修了した医師が質の高い家庭医療後期研修プログラムで研修できるように、学会が認定する標準後期研修プログラム作りを進めており、今回そのためのワークショップ（第3回）のアドバイザーとして、世界で最も伝統と実績のある英国家庭医学会のRoger Neighbour会長に来ていただきました。当日は、学会員に限らず広く皆様にお集まりいただき、英国の医療制度の中で家庭医が果たしてきた役割と成果、そしてこれから目指すものなどについて、Neighbour会長のお話をお聴きしました。

このテーマで英国の当事者から実際にお話を聞けるというのは、日本では極めて貴重な機会でありました。

期 日：平成18年1月27日（金）午後5時半  
場 所：都道府県会館（東京永田町）  
演 題：英国の医療制度改革と家庭医の役割  
講 師：英国家庭医学会 会長 Roger Neighbour氏

講師紹介：Roger Neighbour, MA, DSc, FRCP,  
PRCGP

（ロジャー・ネイバー）

英国家庭医学会（the Royal College of General Practitioners, RCGP）会長（2003年～）

1971年、ケンブリッジ大学キングズ・カレッジ卒業。RCGP会長就任までロンドン郊外のアポツ・ラングレーで家庭医として働く。医学教育のエキスパートであり、RCGPの指導医、さらに指導医を指導する教育プログラムのコーディネーターとして活躍。特に英国家庭医学会認定専門医（MRCGP）試験の試験官を20年勤め、1997年から2002年まではMRCGP試験の主席試験官だった。医療と臨床教育の心理面や行動面での造詣が深く、診療についての著作「The Inner Consultation」（2004年第2版発行）と臨床教育についての著作「The Inner Apprentice」（2004年第2版発行）は、世界的な評価を受けている。セミプロ級のバイオリン奏者でもあり、英国で禅の修業を続けるなど人間としても魅力的である。

## 日本家庭医療学会 運営委員会 議事録

日 時：2005年11月13日（日） 8時～10時

場 所：日本都市センター会館5階 松

出席者：会 長 山田隆司

副会長 竹村洋典

監 事 津田 司、伴信太郎

運営委員 内山富士雄、木戸友幸、白浜雅司、武田伸二、田坂佳千、藤崎和彦、  
前野哲博、山本和利

若手家庭医部会 齋藤裕之、田口智博（兼 岡田唯男代理）、西岡洋右、森 敬良

### 【議事】

1. 会員数報告、新入会員承認、会費未納退会者の報告  
山田会長より、11月8日現在の会員動向の報告があった。

会員数：1,152名（うち、医師会員979名）

入会者：15名（7月29日～11月8日）

退会者：72名（7月29日～11月8日）

未納者：83名（H14まで納入済）

竹村副会長より、会員数が減ったことについて、今までは入会申込書を提出した時点で会員とするシステムだったが、今回からは入会初年度の会費を納め、かつ2年以上滞納していない方々を会員数として計上したことが説明された。退会者については、8月と9月の2回にわたり督促請求を行ったのち、平成16年度末（9月30日）の時点で2年以上会費を滞納している会員が自動退会となったことが述べられた。

## 2. 平成16年度収支決算報告

山田会長より、平成16年度の収支決算について報告があり、収入については予算に対し年会費収入が若干増えたこと、支出については運営委員会の会議費やワークショップ等々回数が増えたことについて述べられた。

平成16年度収支決算報告について、承認された。

## 3. 平成16年度会計監査

会計監査について、貸借対照表、収支決算、領収書をもとにそれぞれの収支を点検し、収支決算報告に間違いのないことを確認した旨が報告された。

## 4. 平成17年度収支予算案について

山田会長より、平成17年度の事業計画書及び収支予算書について説明された。

今回は、来年度からの会計年度の変更に伴い3月31日の事業を見積もって計上したことにより、4月以降の学術集会や他の事業については含まれていないことについて説明があった。また、NPO法人化により、今後は事業ごとに収支内訳を出す必要があることが述べられた。

予算案について承認された。

## 5. 常設委員会報告

広報委員会《会報，Webサイト》

木戸委員より、会報は順調に発行されていることが報告された。

研修委員会《秋のワークショップ（生涯教育のためのワークショップ）》

内山委員より、「第13回生涯教育のためのワークショップ」について報告された。

- ・参加者160名、講師12名、懇親会だけの方も含めると180名の参加があった。
- ・申し込みについては約1週間で定員に達し、ニーズはかなりあるということが述べられた。
- ・来年は関西で開催予定。

研究委員会《学会賞，課題研究》

前野委員より、研究補助金の公募要綱について説明があった。

締切日等一部訂正のうえ、学会ホームページ上で公募することが了承された。

倫理委員会《申請研究に対する結果》

白浜委員より、5月以降に2つの倫理的な調査を行ったことが報告された。

また、来年の学術集会では倫理の問題についてのワークショップを企画していることが述べられた。

## 家庭医療プログラム・専門医認定検討委員会

10月15-16日に、「第1回 後期研修プログラム構築のためのワークショップ」を開催し、約40名の参加者があったことが報告された。同ワークショップは3回完結シリーズの予定で、第2回を11月19-20日に、第3回は1月中旬以降に予定していることが述べられた。

## 6. プロジェクトについて

・家庭医療後期研修調査プロジェクトについて

若手家庭医部会の西岡先生より「家庭医療後期研修施設に関する現状把握調査」について、平成17年11月13日現在の調査進行状況について報告された。（別紙参照）

その中で、情報公開に同意していただいた施設に同家を得たうえで、プログラム内容を学会ホームページ内で公開することについて提案があり、審議した結果、ワーキンググループの報告書の中にプログラム名を明記するという進めこととなった。

## 7. 研究初学者のためのワークショップ

大園次期大会長より、第21回学術集会の準備状況について報告があった。

今回もプライマリケア学会との共同開催であり、両学会に所属している会員が多いことから、参加登録をどのように行うかについて論議され、今後の検討事項となった。

学術集会については、海外からの講師についても検討中であることが報告された。

## 8. 若手家庭医部会《冬のワークショップ》

若手家庭医部会の田口先生より、後期研修対象者向けのセミナー「若手家庭医のための家庭医療学冬期セミナー」について企画書が提出された。開催期間は平成18年2月11-12日、開催場所は東京・晴海グランドホテルであることが述べられ、補助金について申請があった。審議した結果、学会より20万円を補助することが承認された。

## 10. 第21回（2006年）学術集会について

山田会長より、第21回学術集会について現状報告があった。

- ・「プライマリ・ケア関連学会連合学術会議」という名称で、5月13-14日に名古屋国際会議場で開催。
- ・日本プライマリ・ケア学会、日本総合診療医学会（臨床研究インタレストグループ）との共同開催。
- ・「家庭医療学会の後期研修プログラム実施に向けて」と題したシンポジウムが追加企画されている。
- ・学会賞を行う予定（詳細は未定）。

### 11. 家庭歯科医療学会について

ミシガン大学佐野先生より「家庭歯科医療学会」を立ち上げるお話があり、姉妹学会としての提案を受けたが、時期尚早のため、協議できず。

### 12. 年会費の自動引き落としについて

自動引落を請け負う企業数社を比較した結果、SMBCに依頼することが提案され、承認された。

### 13. その他

前野委員より、夏期セミナーについて報告があった。

- ・例年、講師の方々に無償でお願いしていたが、今回（第17回夏期セミナー）は謝礼として図書カードをお渡しすることになったため、学会から追加補助を行ったことが報告された。
- ・第18回夏期セミナーは新潟県の越後湯沢で行い、初日の夕方には運営委員の先生方と学生が話し合う場として「meet the teacher」を企画しているこ

とが述べられた。

- ・今後は講師へ謝礼をお渡しすること、また新潟市からの20万円の補助金がなくなることに伴い、補助金の増額について審議した結果、第18回夏期セミナーの補助金は60万円とすることで了承された。



リレー  
連載

## 診療所 研修

### 生協浮間診療所における研修

生協浮間診療所が卒業臨床研修に取り組みはじめてから、約10年が経過し、短くは1ヶ月長くは一年にわたる研修を行ってきた。開始当初は試行錯誤を繰り返したが、5年ほど前からは、ほぼ一定のパターンで教育を行っ

ている。基本的には、work-based learningであり、診療所を利用して学ぶのではなく、診療所のスタッフとして働くことを通じて学ぶことを重視している。「外来診療を学びたい」「在宅診療を学びたい」方に学ぶ場を提供するという意識では、診療所研修にならないと考えている。

生協浮間診療所における医師研修の最大の特徴は、診療所のスタッフ全員が関わるところにある。特に、看護師は、管理栄養士、保健師、ケア・マネージャーなどのダブルライセンスのスタッフが

#### 藤沼 康樹

4名いる。そして、訪問看護をステーションに丸投げせずに、診療所から訪問看護を送っている。このことは、診療報酬上のデメリットがあるにもかかわらず、実は、診療所外来看護のレベルアップ、さらには全体的な経営改善にもつながっている。看護師の総合性の保証、すなわち、外来における指導、相談（看護外来）、保健予防活動、地域への啓蒙活動、そして在宅看護と多彩な看護活動を保証できている。こうしたチーム内で学ぶことが大きな教育効果をあげている。

生協浮間診療所は、月間の件数が1000件前後の大規模診療所であるが、常に研修医を含めて複数の医師がすべての診療単位に入っているため、教育に費やす時間を捻出することが可能になっている。また、患者層は、すべての年代にわたっており、特に働き盛りの中老年層が多いのが特徴であり、幅広い健康問題に対応することが可能になっている。

今後も、家庭医療を学ぶにふさわしい診療所作りを掲げていきたいと思っている。

## 4月に役員選挙があります

本年2月に法人格を得まして、特定非営利活動法人日本家庭医療学会として活動を開始致します。

これに伴い、現役員の任期が平成18年6月30日付となりましたため、定款第13, 14, 15条および役員選挙規則にもとづいて、本年4月に役員選挙

を行います。役員選挙規則により、山田代表理事から4名の会員の方が選挙管理委員として依託を受け、去る2月14日に第1回選挙管理委員会が開催されました。ここでは選挙管理委員長の互選、選挙日程作りなどが行われました。

選挙管理委員：小林 裕幸（委員長）、一戸 由美子、西村 真紀、福士 元春（敬称略）

選挙権者（投票できる人）：

学生会員も含む全会員です。ただし定款第7条により、会員となるには理事会の承認を得る必要があります。現在、入会申込があり年会費の入金があれば便宜的に会員としての活動（会誌・会報の送付、メーリングリストへの加入など）を開始していただいておりますが、選挙権は2月11日の運営委員会で入会が承認された方（2月7日までに入会申込および年会費を入金された方）までに限ります。

被選挙権者（候補者となれる人）：

選挙権者の条件を満たす正会員で、平成18年7月1日時点で満65歳未満の人です。

今後の主な選挙日程：

- 2月28日（火） 選挙公告，会員名簿等発送
- 3月15日（水） 立候補，推薦締切
- 4月 5日（水） 投票締切（必着）
- 4月 7日（金） 開 票
- 5月13日（土） 新役員招集（新会長互選など役職の決定）  
...第21回学術集会にあわせて（名古屋にて）
- 7月 1日（土） 新役員就任
- 8月 新理事会開催...夏期セミナーにあわせて（新潟にて）

## 日本家庭医療学会 役員選挙規則

1. 代表理事は任期満了の6ヶ月前に、会員の中から選挙管理委員若干名を依託する。選挙管理委員は互選により委員長を決定する。
2. 選挙管理委員は選挙に必要な日程その他の選挙要項を作成し、代表理事の承認を得て決定する。
3. 選挙管理委員は選挙要項に基づき、
  - （ア）会員の中から候補者を募集する。候補者とは、立候補した者および1名以上の会員推薦による候補者をいう。
  - （イ）会員名簿、候補者名簿、投票用紙などを会員に郵送する。
4. 会員は会員名簿の中から5名以内を選んで連記し、無記名で投票する。この際、必ずしも候補者を選ぶ必要はない。
5. 開票は選挙要項に指定された日時に、本会事務局において、選挙管理委員立ち会いの下で行う。ただし、会員はだれでもこれに立ち合うことができる。
6. 投票数の順に上位より15名を選出する。ただし、同一機関に属する者については上位の2名までとする。当落に関係のある同点者のあった場合は、選挙管理委員会において抽選により決定する。辞退者を生じたときには次点者が繰り上がる。
7. 代表理事は新役員決定後速やかに、新代表理事その他の役員の互選を行う新役員会を招集する。選挙管理委員長はこの会に立ち合う。
8. 選挙管理委員は新役員が就任したときその囑託を解かれる。

## 家庭医キャッチフレーズ募集

「家庭医」という言葉をご存じですか？あるいは耳にしたことがありますでしょうか？家庭医がどんな仕事をしていて、どんなことを相談しているのかなど、なかなかイメージすることが難しいかもしれません。そこで、日本家庭医療学会の若手家庭医部会では、「家庭医」を一言で表すためのキャッチフレーズを募集することにいたしました。

これまで「家庭医」や「家庭医療」の定義はいくつか試みられていますが、それらを一度に説明

することは困難です。そのような時に「キャッチフレーズ」は大いに助けになると考えております。「家庭医」についてあまりご存じない方でも、「家庭医」に対するイメージや期待をキャッチフレーズにいただければと思います。たくさんのご応募をおまちしております。

日本家庭医療学会

若手家庭医部会 啓蒙・後進育成担当

森 敬良（出雲家庭医療学センター）

### 「家庭医キャッチフレーズ」応募規定

応募資格：特にありません。お一人様何通でも可。

期 間：2006年2月3日～6月30日

応募方法：電子メールまたは郵送

宛 先；

1) 電子メール catch-wakate@a-youme.jp

件名に「キャッチフレーズ応募係」と記入のこと

2) 郵送 〒693-0011 島根県出雲市大津町1941 大曲診療所 医局

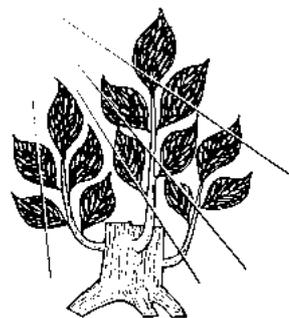
必要事項；あなたのお考えになったキャッチフレーズ、住所、氏名、所属、電子メールアドレス（省略可）

選考方法；応募されたものに対して日本家庭医療学会員の皆様にご投票いただき、投票結果をもとに日本家庭医療学会理事会にて決定する。

発表；2006年8月に日本家庭医療学会と同学会若手家庭医部会のホームページにて発表

お問い合わせ先；日本家庭医療学会 若手家庭医部会 啓蒙・後進育成担当 森 敬良  
大曲診療所 島根県出雲市大津町1941

参考）日本家庭医療学会設立趣意書 <http://jafm.org/html/syushi.html>



# 特定非営利活動法人 日本家庭医療学会 設立(登記完了)のお知らせ

会員の皆様へ

NPO法人の設立認証の申請に際しましては、ひとかたならぬご理解・ご協力をたまわり誠に有難うございました。

お陰をもちまして、2006年2月6日付けにて特定非営

利活動法人日本家庭医療学会としての登記が完了いたしましたことをご報告申し上げます。

今後とも、ご支援・ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

日本家庭医療学会事務局

2006年 2月13日

---

## 特定非営利活動法人 日本家庭医療学会定款

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本家庭医療学会 (The Japanese Academy of Family Medicine) と称する。

(目的)

第2条 本学会は、家庭医の専門性を確立し、会員に家庭医療に必要とされる教育研修を提供し、さらに家庭医療の発展に資する研究の促進のための活動を行って、もって地域で生活する人々、その家族、さらには地域のニーズにこたえる家庭医を普及させることを目的とする。

(活動の種類)

第3条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下法という)

第2条 別表 1号 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

同 4号 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

同13号 科学技術の振興を図る活動

同15号 職業の能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動を図る活動

同17号 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、

助言又は援助の活動

を行う。

(事業の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

1. 学術集会の開催

2. 教育集会(セミナー、ワークショップ)等の開催

3. 家庭医療に関する情報の交換

4. 家庭医療に関する調査研究

5. 家庭医療に関する広報活動および情報提供

6. 内外の関連団体との連携

7. 会報および機関誌等の発行

8. その他、本法人の目的達成に必要な事業

(事務局の所在地)

第5条 1. この法人は、主たる事務局を大阪府大阪市西区に置く。

2. この法人は、従たる事務局を東京都千代田区に置く。

## 第2章 会 員

( 会 員 )

第6条

1. この法人の会員は、本法人の目的に賛同する者で、所定の手続きをし、会費を納める者とする。
2. この法人の会員は、正会員、学生会員、名誉会員の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。
3. 理事会で推薦され、総会で承認された者を名誉会員とすることができる。
4. 会員は学術集会でその業績を発表することができる。

( 入 会 )

第7条

1. 会員になろうとする者は、入会申込書および当該年度の会費を添えて事務局に申し込み、理事会の承認を受けなければならない。上記の記載事項に変更を生じたときは、すみやかに届けなければならない。
2. 理事は、正会員の申込については、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

( 会 費 )

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

( 臨時会員 )

第9条

1. 会費を払えば当該年度の臨時会員になることができる。
2. 臨時会員は学術集会の筆頭演者になることができる。

( 会費の納入 )

第10条 会費は毎年、前会計年度末までに当該年度の会費を納入しなければならない。納入した会費は返還を求められない。

( 退 会 )

第11条 退会しようとする者は、書面をもってこの法人の事務局に届けなければならない。

( 資格喪失 )

第12条

1. 会員は死亡、又は会費の滞納が当該会計年度終了後2年を経過した時点で資格を喪失する。
2. 会員資格喪失後に、会員資格復帰を申請する年度までの会費未納分を納入すれば会員に復帰することができる。
3. この法人の名誉を傷つけたとき、又はこの法人の目的に反する行為があったとき、又はこの法人の議決を尊重しない行為があったときには理事会の議決によりこの法人の会員資格を喪失する。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

## 第3章 役 員

( 役員の種類 )

第13条

1. この法人に次の役員を置く。
  - (1) 理事 10名以上18名以内
  - (2) 監事 2名

2. 理事のうち、1名を代表理事、2名を副代表理事とする。
3. 役員は65歳をもって定年とする。但し、任期途中で定年を迎える場合は、その任期が終了するまで定年を延長する。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

( 役員 の 選 出 )

第14条

1. 役員は一括して正会員の中から選挙によって選出する。
2. 選挙規則は別に定める。
3. 代表理事は役員の内選によって選出される。
4. 代表理事は役員の中から、副代表理事2名を指名する。
5. 監事2名は役員の内選によって代表理事、副代表理事を除く役員の中から選出される。
6. 代表理事は以上の手続きを経て決定した理事の他に、5名以内の会員を指名して、理事に加えることができる。理事は合計18名以内とする。

( 役員 の 任 期 )

第15条

1. 役員の内任は2年とし、再任を妨げない。ただし、代表理事、副代表理事の内任は3期6年を限度とする。
2. 役員は60日以前に理事会に意思表示があり、理事会の3分の2の賛同があれば退任することができる。
3. 欠員を生じたときは役員選挙の次点者が繰り上がり、その内任は前任者の残任期間とする。
4. 第1項及び前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、内任の末日後最初の総会が終結するまでその内任を伸長する。

( 役員 の 職 務 )

第16条

1. 代表理事はこの法人を代表し、この法人を総理し、内任中の総会、理事会を招集する。
2. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に職務不能な事態が生じたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は業務の執行および資産の状況を監査し、理事会および総会に報告する。

第4章 顧 問

( 顧 問 )

第17条

1. 代表理事は理事会の議を経て、顧問を委嘱することができる。
2. 顧問は役員会に出席できるが議決権を持たない。

第5章 総 会

( 種 別 )

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

( 構 成 )

第19条

1. 総会は、正会員をもって構成する。
2. 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べるることができる。

( 総 会 の 招 集 )

第20条

1. 総会は、代表理事が招集する。
2. 通常総会は毎年1回、学術集会のときに開催する。
3. 臨時総会は理事会、監事、又は、会員の5分の1以上の請求があるとき60日以内に招集する。
4. 総会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに会員に通知しなければならない。

( 総会の権能 )

第21条 総会では次の事項について議決する。

1. 定款の変更
2. 解散
3. 合併
4. 事業報告及び収支決算の承認
5. 役員を選任・解任
6. 学術集会会長の承認
7. 理事会から付託された事項
8. その他運営に関する重要事項

( 総会の議長 )

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

( 総会の議決 )

第23条

1. 総会における議決事項は、第20条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
3. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。
4. 総会および理事会で議決された事項は会員に書面で通知する。

( 書面表決等 )

第24条

1. やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

( 議事録 )

第25条

1. 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
  - (4) 審議事項及び議決事項
  - (5) 議事の経過と概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

(構成)

第26条

1. 理事会は、理事をもって構成する。
2. 監事は理事会にはオブザーバーとして出席する。

(理事会の権能)

第27条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

1. 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
2. 会費の額
3. 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
4. 事務局の組織及び運営
5. 総会の議決した事項の執行に関する事項
6. 総会に付議すべき事項
7. その他この定款に定める事項及び総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の招集、成立、議決)

第28条

1. 理事会は代表理事が招集し議長を務める。
2. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくはファックス又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
3. 理事会は理事の3分の2以上の出席で成立する。当該議事に付き書面で意思表示したのもも出席者とみなす。
4. 理事会の議決は理事の過半数で決する。

## 第7章 学術集会

(学術集会)

第29条

1. 原則として、年1回学術集会を開催し、開催地、会場、期日、運営に関しては学術集會会長に一任する。
2. 学術集会で発表する筆頭演者は会員でなくてはならない。

## 第8章 資産、会計及び事業計画

(資産とその区分)

第30条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他収入

(資産の管理)

第31条 資産は、代表理事が管理しその方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第32条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業報告書及び決算)

第33条 代表理事は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、

監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

## 第9章 事務局

(事務局)

第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

(書類及び帳簿の備置き)

第36条 主たる事務所には、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表及び収支計算書
- (4) 役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びこれらの者についての事業年度における報酬の有無を記載した名簿)
- (5) 正会員のうち10名以上の者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

## 第10章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第37条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第38条

1. この法人は、次に掲げる事由によって解散する。
  - (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立認証の取り消し
2. 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を経なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において定めた他の特定非営利活動法人又は民法34条によって設立された法人に帰属させるものとする。

## 第11章 雑 則

(公告)

第40条 この法人の公告は官報により行う。

## 第12章 補 足

(委員会)

第41条 代表理事は理事会の承諾を得て会の業務の執行のために各種の委員会をおくことができる。

(細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

### 2 (入会金・会費)

この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

#### (1) 正会員

会費 年額8,000円

#### (2) 学生会員

会費 年額2,000円

### 3 (設立当初の役員)

この法人の設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成18年6月30日までとする。

代表理事	山田 隆司(岐阜県・揖斐郡北西部地域医療センター)
副代表理事	葛西 龍樹(医療法人 社団 カレス アライアンス・北海道家庭医療学センター)
副代表理事	竹村 洋典(三重大学医学部附属病院総合診療部)
理事	生坂 政臣(千葉大学医学部附属病院総合診療部)
理事	内山富士雄(神奈川県・内山クリニック)
理事	岡田 唯男(亀田総合病院・亀田メディカルセンター家庭医診療科)
理事	梶井 英治(自治医科大学地域医療学)
理事	木戸 友幸(大阪府・木戸医院)
理事	白浜 雅司(佐賀県・三瀬村国民健康保険診療所)
理事	武田 伸二(北海道・東町ファミリークリニック)
理事	田坂 佳千(広島県・田坂内科小児科医院)
理事	名郷 直樹(横須賀市立うわまち病院臨床研修センター)
理事	藤崎 和彦(岐阜大学医学部医学教育開発研究センター)
理事	藤沼 康樹(北部東京家庭医療学センター・生協浮間診療所)
理事	前野 哲博(筑波大学附属病院卒後臨床研修部)
理事	松下 明(岡山県・奈義ファミリークリニック)
理事	山本 和利(札幌医科大学地域医療総合医学講座)
理事	吉村 学(岐阜県・揖斐郡北西部地域医療センター)
監事	津田 司(三重大学医学部附属病院総合診療部)
監事	伴 信太郎(名古屋大学医学部附属病院総合診療部)

### 4 (設立初年度の事業計画及び予算)

この法人の設立初年度事業計画及び予算は、第27条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

### 5 (設立初年度の事業年度)

この法人の設立初年度の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。

## 事務局からのお知らせ



### メーリングリストの加入について

メーリングリストに加入してコミュニケーションの輪を広げよう！

現在、約800名の会員が参加しています。希望者は以下の要領で加入してください。

#### 参加資格

日本家庭医療学会会員に限ります。

#### 目的

メーリングリストは、加入者でディスカッショングループを作り、あるテーマについて議論したり、最新情報を提供したりするためのものです。家庭医療学会の発展のために利用していただけただけから幸いです。

#### 禁止事項

メールにファイルを添付しないでください（ウイルス対策）。個人情報をこのリストの中に流さないでください（自己紹介は可）。ごくプライベートなやりとりを載せないでください。

#### 加入方法

学会のホームページの「各種届出」のページから申し込むか、事務局宛に次の事項を記入の上、E-mailで申し込んでください。

会員番号（学会からの郵便物の宛名ラベルに記載されています）

氏名

勤務先・学校名

メールアドレス

会員であることを確認した上で登録いたします。

事務局メールアドレス：E-mail：jafm@a-youme.jp

### 入会手続について

当学会に関心のある方をお誘いください。学生会員も大歓迎です。入会手続については、学会のホームページの「入会案内」をご覧ください。事務局までお問い合わせください。

### 会費納入のお願い

会員の皆様の中で、会費の納入をお忘れになっている方はいらっしゃいませんか。ご確認の上、未納の方は早急に納入をお願いいたします。2年間滞納されますと、自動的に退会扱いとなりますのでご注意ください。ご不明な点は事務局へお問い合わせください。

### 異動届けをしてください

就職、転勤、転居などで異動を生じた場合はなるべく早く異動届をしてください。異動届は学会のホームページの「各種届出」のページからできます。または事務局宛にE-mail、FAX、郵便などでお知らせください。

### 日本家庭医療学会事務局

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-12-14 天真ビル507号  
あゆみコーポレーション内

TEL 06-6449-7760 / FAX 06-6447-0900

E-mail：jafm@a-youme.jp

ホームページ：http://jafm.org/

## 編集後記

今回は家庭医療後期研修プログラム構築のためのワークショップ報告が多くページ数をとる形となりました。

このワークショップは今後学会が提供する後期研修の枠組みを作る重要な内容で、3回通して参加した者の感想として非常に良いプロダクトを作ることができたと思っています。詳細はHPで公開されると思いますが、初期研修終了後の3年間を後期研修にあて、診療所研修6ヶ月間、総合内科研修（病棟含む）6ヶ月間、小児科研修（病棟含む）3ヶ月間を必須とする形に決まりました。他科の先生や一般の方にも理解してもらえる家庭医像を提示できるプログラムになっています。

今回は内容が濃いためMEコーナーは割愛させていただきました。



発行所：特定非営利活動法人 日本家庭医療学会事務局  
（あゆみコーポレーション内）

会報誌担当役員：木戸友幸・田坂佳千

会報誌編集担当役員：松下 明

〒708-1323 岡山県勝田郡奈義町豊沢292-1

奈義ファミリークリニック

E-mail：akimat@mb.infoweb.ne.jp